

茨城県植物園等整備・管理運営事業

募集要項

令和6年4月

茨城県

目 次

1 募集要項の位置付け

2 本事業に関する事項

- 2-1 事業名
- 2-2 公共施設の管理者の名称
- 2-3 事業概要
- 2-4 公共施設等の概要
- 2-5 事業範囲
- 2-6 事業方式
- 2-7 事業期間
- 2-8 契約の形態
- 2-9 事業スケジュール
- 2-10 選定事業者の収入
- 2-11 指定管理者の負担
- 2-12 指定管理者が独自に提案する施設の設置に係る許可に関する事項
- 2-13 遵守すべき法令等

3 応募手続きに関する事項

- 3-1 事業者の選定に関する基本的事項
- 3-2 事業者の募集及び募集の手順に関する事項
- 3-3 サービス対価の上限価格及び算定方法
- 3-4 応募に関する留意事項
- 3-5 応募者の備えるべき参加資格要件

4 審査及び選定に関する事項

- 4-1 事業者の選定
- 4-2 審査手順に関する事項
- 4-3 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定
- 4-4 審査結果の公表

5 契約等に関する事項

- 5-1 基本協定の締結
- 5-2 事業契約の締結
- 5-3 指定管理者の指定
- 5-4 契約等締結時期
- 5-5 契約保証金
- 5-6 選定事業者の基本契約上の地位

6 その他、本事業の実施に関し必要な事項

- 6-1 各協定及び各契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項
- 6-2 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項
- 6-3 問合せ先

1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、茨城県（以下「県」という。）が茨城県植物園等整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者を募集するための要件等について規定するものである。

下記に示す資料は、募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。なお、募集要項等に記載のない事項については、募集要項等に関する質問への回答によることとする。

○別添資料

- | | |
|-------|---------------------|
| 添付資料1 | 要求水準書 |
| 添付資料2 | 審査基準書 |
| 添付資料3 | 様式集及び記載要領 |
| 添付資料4 | サービス対価の算定及び支払い方法 |
| 添付資料5 | 基本協定書（案） |
| 添付資料6 | 基本契約書（案） |
| 添付資料7 | 建設コンサルタント業務委託契約書（案） |
| 添付資料8 | 建設工事請負契約書（案） |
| 添付資料9 | 指定管理に関する基本協定書（案） |

2 本事業に関する事項

2-1 事業名

茨城県植物園等整備・管理運営事業

2-2 公共施設の管理者の名称

茨城県知事 大井川 和彦

2-3 事業概要

(1) 目的

茨城県植物園及び茨城県民の森（以下「植物園等」という。）は、県民が自然に親しみつつ休養し、自然に関して学習する場として設置した自然観察施設であるが、整備後40年以上が経過し、今後増大が見込まれる施設の老朽化に伴う施設運営経費を県が負担し続けることは困難であることから、民間アイデアを活用し、新たなコンセプトを導入することにより、当該施設を魅力溢れるものに一新する必要がある。

そこで、本業務では、民間の創意工夫や経営力を取り入れ、植物園等に付加価値をつけて魅力を向上させる整備を行い、利用者を増加させることで、持続可能な運営ができる施設に転換し、ひいては、植物園等を起点として、茨城県内への観光客増加につなげ、観光客の滞在時間延長や周遊範囲の拡大に寄与するほか、広範囲での採算性の向上等により地域を活性化させることを目的とする。

(2) 基本コンセプト

基本コンセプト：「緑に遊び、緑に包まれて眠る、日本初の泊まれる体験型植物園」
上記コンセプトを基に、日本で唯一の泊まれる植物園として、日帰り、宿泊に対応した魅力ある施設へと再生し、大人も子どもも楽しめる植物園にする。

また、基本方針として、従来の植物園の機能は維持しつつ、他の植物園にはない、体験や宿泊などの新たな機能を追加する一方、これまでの利用者にも配慮した施設整備を行い、採算性の向上による指定管理料の削減を実現することで、持続可能な県有施設の運営を目指す。

2-4 公共施設等の概要

本事業に関する公共施設等の概要は以下のとおりである。

(1) 名称

茨城県民の森、茨城県植物園、茨城県森のカルチャーセンター、茨城県きのこ博士館
（以下、「県民の森等」という。）

(2) 所在地

茨城県那珂市戸4369-1 外

(3) 施設概要

ア 茨城県民の森

- ・面積：64.7ha
- ・設置年月：昭和44年5月
- ・設置目的：野生植物の観察並びに保健及び休養の場として、県民の利用に供する。

イ 茨城県植物園

- ・面積：12.0ha
- ・設置年月：昭和56年4月
- ・設置目的：植物に関する知識の習得及び憩いの場として県民の利用に供する。

ウ 茨城県森のカルチャーセンター

- ・面積：0.2ha
- ・設置年月：平成2年5月
- ・設置目的：森林及び野生鳥獣に関する知識の習得の場として県民の利用に供する。

エ 茨城県きのこ博士館

- ・面積：0.7ha
- ・設置年月：平成10年4月
- ・設置目的：きのこ類、山菜類その他の特用林産物に関する知識の習得の場として県民の利用に供する。

(4) 設置根拠

茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例

2-5 事業範囲

本事業を実施する事業者（以下「選定事業者」という。）の事業範囲は次のとおりである。

なお、具体的な業務の詳細については、添付資料1「要求水準書」を参照すること。

(1) 実施設計及び工事監理業務

- ・建築実施設計（改修、設備を含む）
- ・外構等実施設計（駐車場、アクティビティエリア等）
- ・付帯設備整備実施設計（整地、園路、排水、植栽等）
- ・各種申請等業務（建築確認申請等）
- ・工事監理業務（植物園等整備に係る全ての工事）
- ・その他上記に関連して必要となる業務

(2) 建設業務

- ・建築工事（改修、設備を含む）
- ・外構等工事
- ・付帯設備整備工事
- ・その他上記に関連して必要となる業務

(3) 維持管理業務

ア 茨城県民の森

- ・ 建築物保守・点検業務
- ・ 建築設備保守・点検業務
- ・ 工作物管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ 森林管理業務
- ・ 緑地管理業務
- ・ 遊歩道管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 什器備品等管理業務
- ・ その他管理運営上付帯する維持管理業務

イ 茨城県植物園

- ・ 建築物保守・点検業務
- ・ 建築設備保守・点検業務
- ・ 工作物管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ 植栽等管理業務
- ・ 緑地管理業務
- ・ 園路管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 什器備品等管理業務
- ・ その他管理運営上付帯する維持管理業務

ウ 茨城県森のカルチャーセンター

- ・ 建築物保守・点検業務
- ・ 建築設備保守・点検業務
- ・ 工作物管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 什器備品等管理業務
- ・ その他管理運営上付帯する維持管理業務

エ 茨城県きのご博士館の管理

- ・ 建築物保守・点検業務
- ・ 建築設備保守・点検業務
- ・ 工作物管理業務
- ・ 外構管理業務
- ・ 植栽等管理業務
- ・ 緑地管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 什器備品等管理業務
- ・ その他管理運営上付帯する維持管理業務

(4) 運營業務

- ・ 開業準備
- ・ 施設全体の運営における総括業務（総務、経理、広報等）
- ・ 施設運營業務（本業務において整備する施設のほか、既存の施設を含む）
- ・ 各種体験の運營業務
- ・ 関係団体・機関等との連絡調整等
- ・ その他管理運営上付帯する運營業務

2-6 事業方式

本事業は、民間の創意工夫や経営力を取り入れ、施設全体の世界観を統一しつつ複合的な施設整備を行い、長期的な視点で地域振興に貢献することが望まれることから、高度な知識と豊かな経験が必要となる業務であるため、施設整備に係る実施設計、工事監理、建設業務及び維持管理・運營業務を選定事業者へ委託する「DBO（Design Build Operate）方式」により実施する。

また、維持管理・運營業務については、効果的・効率的に行うため、選定事業者の維持管理・運營業務に当たる者を地方自治法（昭和22年法律第67号 その後の改正を含む。）第244条の2第6項の規定に基づく指定管理者の指定に係る議会の議決を経て指定管理者として指定する予定である。

2-7 事業期間

事業期間は、実施設計、工事監理業務及び建設業務については、建設工事請負契約に係る議会の議決日から令和7年3月31日までとし、維持管理・運營業務については、指定管理者の指定に係る議会の議決を経て、令和7年4月1日から令和27年3月31日までとする予定である。

2-10 選定事業者の収入

本事業における選定事業者の収入は、以下のものから構成される。

(1) 実施設計、工事監理業務及び建設業務の対価

県は、選定事業者が実施する本事業実施に伴う実施設計、工事監理業務及び建設業務に係る対価について、事業契約に定める額を支払う。具体的な支払方法等は、添付資料4「サービス対価の算定及び支払い方法」に示す。

(2) 施設の維持管理・運營業務の対価

県は、指定管理者が実施する維持管理・運營業務に係る対価について、指定管理料として、指定管理者基本協定に定める額を支払う。ただし、指定管理料に含まれる人件費及び修繕費は実費精算を行うことに留意する。

なお、県は指定管理者の創意工夫等による各施設の利用料金収入の増加により、将来的には各施設の収益による施設運営を目指し、5年間で段階的に引き下げ、6年目にゼロとする。

(3) 施設の運営で得られる収入

利用者が施設の利用のために納付した利用料金は指定管理者の収入となる。

なお、この利用料金の額は、茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例に定める額の範囲内において、あらかじめ知事の承認を得て、指定管理者が定めることとする。

(4) 自主事業で得られる収入

指定管理者は、施設内の自主事業により得られる売上を収入とすることができる。

2-11 指定管理者の負担

(1) 維持管理・運營業務に係る費用

指定管理者が行う施設の維持管理・運營業務に必要な費用は、指定管理料のほか、施設の運営で得られる収入及び自主事業で得られる収入から負担すること。

また、本事業の実施に伴う什器・備品等については、県と指定管理者で協議の上、指定管理者の負担により調達して設置することとする。

(2) 修繕費等の積立金

指定管理者は、将来見込まれる修繕及び更新等の費用を計画的に積み立てること。

なお、積立額については、事業者の提案によるものとする。

2-12 指定管理者が独自に提案する施設の設置に係る許可に関する事項

指定管理者は、茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例第2条に定める県民の森等の設置目的を効果的に達成させ、もって地域の福祉の一層の増進を図るために対象施設を活用・利用した自主事業を自らの費用と責任において実施することができる。この場合において、指定管理者は、あらかじめ県にその旨を届け出てその承認を受けなければならない。

なお、本事業では、選定事業者の創意工夫が発揮された自由度の高い提案を求めていること、また、将来見込まれる修繕及び更新等の費用を計画的に積み立てることから、県は、許可に当たって通常徴収する使用料又は占用料を免除する。

2-13 遵守すべき法令等

本事業の実施に当たっては、関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準及び指針等についても、本事業の要求水準と照らし合わせて適宜参考とするものとする。

3 応募手続きに関する事項

3-1 事業者の選定に関する基本的事項

県は、応募者を広く公募し、応募者が募集要項で規定する参加資格要件を満たし、かつ、提案内容が要求水準書を満足する内容であることを前提に、「公募型プロポーザル方式」によって事業者を選定する。

審査内容は、資格審査・内容審査・価格審査等、総合的な内容とする。

3-2 事業者の募集及び募集の手順に関する事項

(1) 本事業の募集及び選定スケジュールは、次のとおり予定している。なお、変更を行った場合は、速やかにその内容を県ホームページへの掲載により公表する。

募集要項等の公表	令和6年4月16日
募集要項等に関する質問の受付	令和6年4月17日～5月2日
募集要項等に関する質問への回答公表	令和6年4月17日～5月8日 (上記期間で適宜回答する)
提出書類(資格審査・提案審査)の受付	令和6年5月14日まで
優先交渉権者の決定及び公表	令和6年5月
基本協定の締結	令和6年5月
基本契約及び建設工事請負仮契約の締結	令和6年5月
建設工事請負契約に係る議会の議決 (本契約の締結)等	令和6年6月
指定管理者候補者の決定	令和6年10月
指定管理者の決定に係る議会の議決	令和6年12月
指定管理者基本協定締結	令和7年3月

(2) 事業者の募集手続き等

ア 募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表

① 質問の提出方法

提案書類の作成に当たり質問がある場合は、募集要項等に関する質問書(添付資料3「様式集及び記載要領」)に必要事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて提出すること。

② 質問の受付期間

令和6年4月17日(水)午前9時から令和6年5月2日(木)午後1時まで

③ 回答方法

令和6年5月8日(水)までに電子メールにより適宜回答することとし、質問及び回答内容については原則として、県ホームページを通じて公表する予定である。なお、意見についての回答は行わない。

イ 提出物の受付

提出物の受付は、以下のとおりとする。なお、提出は開庁時間内（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

① 提出方法

添付資料3「様式集及び記載要領」に規定する各種提出書類等を持参又は郵送（送付記録が残るものに限る）により提出すること。

② 提出期限

令和6年5月14日（火）午後1時まで

ウ 提出先

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL：029-301-4021 FAX：029-301-4039

Email：rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp

3-3 サービス対価の上限価格及び算定方法

本事業のサービス対価の提案上限価格は、以下のとおりである。

なお、本事業の各サービス対価は、各上限価格の範囲内で提案すること。

また、サービス対価の算定方法等については、添付資料4「サービス対価の算定及び支払い方法」を参照すること。

項目	上限価格（税込）
サービス対価A	2,988,898,000円
実施設計業務に係る対価	180,400,000円
工事監理業務に係る対価	89,100,000円
建設業務に係る対価	2,719,398,000円
サービス対価B	-円
維持管理・運営業務に係る対価	(※1参照)円

※1 維持管理・運営業務に係る対価の初年度の提案上限価格は、直近年度の指定管理料の実績（111,057千円）とする。

また、採算性の向上により持続可能な運営ができる施設に再生する計画としていることから、維持管理・運営業務に係る対価は5年間で段階的に引き下げ、6年目にゼロとする提案とすること。

なお、指定管理料は、今回の提案額に関わらず、指定管理者選定委員会における再審査の段階で設定する。

3-4 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、企画提案書の提出をもって、募集要項等及びこれに付随する書類の記載内容を承諾したものとする。

ア 応募に伴う費用負担

応募に関し必要な費用は、応募者の負担とする。

イ 使用する言語、通貨、単位及び時刻

使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。また、単位は計量法（平成4年5月20日法律第51号）に定めるもの、時刻は日本標準時とする。

ウ 県からの提示書類の取扱い

県が提供する資料は、応募に際しての検討以外の目的で使用することはできない。

エ 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

オ 応募の無効

- ・必要な資格のない応募者が応募した場合
- ・応募者が提出書類に虚偽の記載をした場合
- ・提出書類が所定の日時までには到着しない場合
- ・2以上の提案を代理する者が応募した場合
- ・応募者同士が協定して応募した場合

カ 提出書類の変更禁止

応募に当たって提出した提案書類の内容については、提出締切日以降の変更は認めない。ただし、企画提案書の誤字の修正等、県が認めた場合はこの限りではない。

(2) 提出書類の取扱い・著作権

ア 著作権

応募図書著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において、公表及びその他県が必要と認める時には、県は選定事業者の確認を得た上で、選定事業者の提出書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、原則使用しない。

なお、本提案書類は返却しない。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法及び運営方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

3-5 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者は、以下の要件を全て満たす者であること。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者の構成は、単独企業又は複数の企業によって構成される企業グループ（以下「企業グループ」という。）とする。なお、企業グループは、基本協定締結後に会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として、本業務を目的とする特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立する場合も認める。

イ SPCを設立する場合における企業グループは、以下の企業によって構成すること。

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続きを行う企業で、SPCに出資する企業
構成企業	応募者のうち、代表企業以外の企業で、SPCに出資する企業

ただし、SPCを設立する場合は、次の要件を満たさなければならない。

- ・代表企業及び構成企業である株主は、合わせてSPCの全議決権の2分の1を超える議決権を有すること。なお、代表企業及び構成企業以外の株主は、議決権保有割合が出資者中最大とならないこと。
- ・SPCの株主は、原則として事業期間中、SPCの株式を保有することとし、県の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

ウ S P Cを設立しない場合における企業グループは、以下の企業によって構成すること。

用語	定義
代表企業	応募者のうち、応募手続きを行う企業
構成企業	応募者のうち、代表企業以外の企業

ただし、S P Cを設立しない場合は、以下の点に留意すること。

- ・代表企業及び構成企業の役割分担が明確になっていること。
- ・代表企業及び構成企業が分担業務に関して、県及び第三者に与えた損害は当該代表企業及び構成企業がこれを負担すること。

エ 企業グループは、代表企業又は構成企業のどちらの立場であるかを明らかにすること。

オ 単独企業は、他の企業グループの代表企業又は構成企業になることはできない。

カ 構成企業は、同時に複数の企業グループの代表企業又は構成企業になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件（共通）

応募者の代表企業及び構成企業は、いずれも次の要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者及び第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者ではないこと（再認定をした者を除く）。

ウ 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は第3号の規定に該当する者でないこと。

エ 県から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(3) 応募者の参加資格要件（各業務）

応募者は、代表企業及び構成企業のいずれかにより次のアからエの各要件を全て満たすこと。

ア 実施設計業務に当たる者

実施設計業務に当たる者は、次の①から③までの要件を全て満たしていること。

ただし、実施設計業務に当たる者が複数の場合には、全ての者が①及び②の要件を満たし、③の要件については、少なくとも1者が満たしていればよい。

- ① 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成7年茨城県告示第474号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。

- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 平成 26 年度以降に完了した延床面積 1,200 m²以上の物販・飲食等の機能を有する複合施設・宿泊施設・温浴施設など集客を目的とした建築物（以下「類似施設」という。）の実施設計に係る実績を有していること。

イ 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、次の①から③までの要件を全て満たしていること。

ただし、工事監理業務に当たる者が複数の場合には、全ての者が①及び②の要件を満たし、③の要件については、少なくとも 1 者が満たしていればよい。

- ① 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 474 号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。
- ② 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っている者であること。
- ③ 平成 26 年度以降に完了した延床面積 1,200 m²以上の類似施設の工事監理実績を有していること。

ウ 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、次の①から④までの要件を全て満たしていること。ただし、建設業務に当たる者が複数の場合には、全ての者が①及び②の要件を満たし、③及び④の要件については、少なくとも 1 者が満たしていればよい。

- ① 茨城県建設工事入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 473 号）に基づき、参加資格の認定を受けているものであること。
- ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ③ 建築一式工事について、令和 5・6 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けが S 等級であること。
- ④ 平成 26 年度以降に完了した延床面積 1,200 m²以上の類似施設の施工実績を有していること。

なお、共同企業体を結成する場合、以下の要件を満たすものとする。

- ・共同企業体の運営形態は分担施工方式（一つの工事について、複数の工区に分割し、各構成員がそれぞれ分担する工区で責任をもって施工する方式のことをいう。）とする。
- ・構成員数は3 者以内とする。
- ・全ての構成員が、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に基づく特定建設業の許可を受けていること。
- ・全ての構成員が、令和 5・6 年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
- ・全ての構成員が、契約締結予定日から 1 年 7 月以内の審査基準日の経営事項審査（建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定めるものをいう。）を受けている者であること。

- ・各構成員の出資比率の下限は20%以上、代表構成員の出資比率は全構成員中最大であること。
- ・代表構成員は、建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがS等級であること。
- ・構成員は、建築一式工事について、令和5・6年度茨城県建設工事入札参加資格者名簿に登載された格付けがA等級以上であること。
- ・各構成員は、それぞれ有資格者を監理技術者として配置すること。

エ 維持管理・運營業務に当たる者

維持管理・運營業務に当たる者は、次の①から③までの要件を全て満たしていること。ただし、維持管理・運營業務に当たる者が複数の場合には、全ての者が①及び②の要件を満たし、③の要件については、少なくとも1者が満たしていればよい。

- ① 公共施設又は物販施設、飲食施設、その他商業施設における維持管理業務を遂行した実績を有していること。
- ② 公共施設又は物販施設、飲食施設、その他商業施設における運營業務を遂行した実績を有していること。
- ③ 緊急時に迅速かつ適切な対応が執れる体制を有すること。

4 審査及び選定に関する事項

4-1 事業者の選定

(1) 選定委員会の設置

本事業の選定事業者の選定は公募型プロポーザル方式によるものとし、提案書類の審査に当たっては、公平性及び透明性を確保することを目的に、有識者等の外部委員と県の職員により構成される「茨城県植物園等整備・管理運営事業選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置して優先交渉権者（選定事業者）を選定する。

なお、選定委員会は、全て非公開とする。

(2) 選定事業者を選定しない場合

募集において、応募者がいない又はいずれの応募者も本業務の役割を担えないこと、県の財源縮減等が見込めない等の理由により、本事業を実施することが妥当ではないと判断した場合は、選定事業者を選定しないこととする。

また、総合評価点は60パーセントを基準とし、これを満たさない企画提案は選定の対象としないものとする。

4-2 審査手順に関する事項

審査は、以下の手順により行うこととする。

(1) 資格審査

応募者の備えるべき参加資格要件について審査する。

(2) 提案資料

添付資料2「審査基準書」に基づき、提案内容を総合的に審査する。

4-3 優先交渉権者及び次点交渉権者の決定

県は選定委員会の審査により選定された最優秀提案及び優秀提案を踏まえ、優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。

なお、維持管理・運營業務に当たる者については、10月頃に改めて指定管理者選定委員会を開いて再審査を行う。再審査の結果、施設管理の能力を有していることが確認できたときには、指定管理者候補者とする。その後、指定管理者の指定に係る議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

4-4 審査結果の公表

資格審査及び提案審査の結果については、各応募者へ個別に通知するほか、本プロポーザルの結果を「茨城県公式ホームページ」を通じて公表する。

なお、審査結果に対する異議申立ては受理しないものとする。

5 契約等に関する事項

5-1 基本協定の締結

県は、選定事業者と基本協定を締結する。

詳細は、添付資料5「基本協定書（案）」を参照すること。

5-2 事業契約の締結

(1) 基本契約の締結

県は、選定事業者と基本契約を締結する。

詳細は、添付資料6「基本契約書（案）」を参照すること。

(2) 建設コンサルタント業務委託契約

県は、基本協定及び基本契約に従い、実施設計、工事監理業務に当たる者と、建設コンサルタント業務委託契約を締結する。

詳細は、添付資料7「建設コンサルタント業務委託契約書（案）」を参照すること。

(3) 建設工事請負契約

県は、基本協定及び基本契約に従い、建設業務に当たる者と、建設工事請負契約を締結する。なお、建設工事請負契約は、茨城県議会の議決を得て有効となる。

詳細は、添付資料8「建設工事請負契約書（案）」を参照すること。

(4) S P C の設立

S P C の設立を提案する場合、選定事業者は基本契約締結までに S P C を設立するものとする。

5-3 指定管理者の指定

県は、維持管理・運營業務に当たる者について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び茨城県自然観察施設の設置及び管理に関する条例（昭和54年茨城県条例第27号）第2条第2項に規定する施設の管理運営に関する業務を行う者として施設管理の能力を有しているか10月頃に指定管理者選定委員会を開き、再審査を行う。

再審査の結果、施設管理の能力を有していることが確認できたときには、指定管理者候補者とする。その後、地方自治法（昭和22年法律第67号 その後の改正を含む。）第244条の2第6項の規定に基づく指定管理者の指定に係る議会の議決を経て指定管理者として指定される。指定管理者として指定された後に、指定管理者基本協定を締結する予定である。

※当該募集要項に基づき生じた指定管理業務に係る権利義務については、指定管理者の指定に係る議会の議決が得られなかった場合には、効力を失うものとする。

詳細は、添付資料9「指定管理者基本協定書（案）」を参照すること。

5-4 契約等締結時期

(1) 基本協定締結

令和6年5月(予定)

(2) 仮契約(基本契約、建設コンサルタント業務委託契約、建設工事請負契約)

令和6年5月(予定)

(3) 本契約(基本契約、建設コンサルタント業務委託契約、建設工事請負契約)

令和6年6月(予定)

(4) 指定管理者基本協定締結

令和7年3月(予定)

5-5 契約保証金

選定事業者は、各契約の締結と同時に、各契約について、契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則第138条第2号各号のいずれかに該当する場
合においては、契約保証金を免除することがある。

詳細は、各契約書(案)を参照すること。

5-6 選定事業者の基本契約上の地位

県の事前の承諾がある場合を除き、選定事業者は基本契約上の地位及び権利義務を譲渡、又は、担保提供その他の方法により処分してはならない。

6 その他、本事業の実施に関し必要な事項

6-1 各協定及び各契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

各協定及び各契約の解釈に疑義が生じた場合、県と選定事業者は誠意をもって協議を行うものとする。一定期間内に協議が整わない場合には、各協定及び各契約に規定する具体的措置に従うものとする。

また、各協定及び各契約に関する紛争が生じた場合には、水戸地方裁判所を第一審の専属所轄裁判所とする

6-2 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合、県は各協定及び各契約の定めに従い、対応する。

6-3 問合せ先

茨城県農林水産部林政課森づくり推進室

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

TEL: 029-301-4021 FAX: 029-301-4039

Email: rinsei3@pref.ibaraki.lg.jp